



2026（令和8）年7月30日 第7回公文書管理フォーラム

# 和泉市いずみの国歴史館における 「文書館」機能の開設について

和泉市教育委員会 文化遺産活用課  
森 下 徹(学芸員・認証アーキビスト)

# 目次

1. 和泉市における特定歴史公文書の公開事業  
＝「文書館」機能の特徴について

2. 市史編さん事業の展開と「文書館」機能

3. 「文書館」機能開設への道

4. 公開にかかる例規等の整備

5. 「文書館」機能の開設

参考文献等

# 1.和泉市における特定歴史公文書公開事業 = 「文書館」機能の特徴

経緯：市史編さん事業を継承・発展

文書館（もんじょかん） × 公文書館

対象：市史編さん事業を通じて収集・調査した地域史料（古文書等） +  
特定歴史公文書 永年→30年

所管：教育委員会文化遺産活用課 ＊市史編さん事業 同課の事業

施設：独立した「館」ではなく、いずみの国歴史館（文化遺産活用課  
所管）に市史編さん室を移転し、「文書館」機能を開設。  
歴史館の機能拡充。

例規：地域資料：歴史館条例の一部改正と関連規則・要綱等

特定歴史公文書：公文書管理条例および関連規則・要綱等

公開：和泉市デジタルアーカイブの活用

<https://adeac.jp/izumi-city/top/>



## 2.市史編さん事業の展開と「文書館」

### ①和泉市の誕生

1956 (S31) 和泉町と6村が合併 \*2026市制施行70周年  
1965 (S40) 市制施行10周年 『和泉市史』第1巻

### ②市史編さん事業

1996 (H8) 市史編さん事業スタート  
1998 (H10) 市史編さん大綱 策定 4つの基本方針  
史料保存と本の編さんを車の両輪  
史料の保存公開 (将来の課題)

4. 市史の調査で収集した資料は、市民が活用できるように保存管理し、後世に伝えるために、資料の調査・収集・保存・活用機能を備えた施設・機構の整備が今後の課題となる。

2005 (H17) 『和泉市の歴史』第1巻刊行  
2026 (R8) 『和泉市の歴史』第9巻 (最終刊) 刊行予定



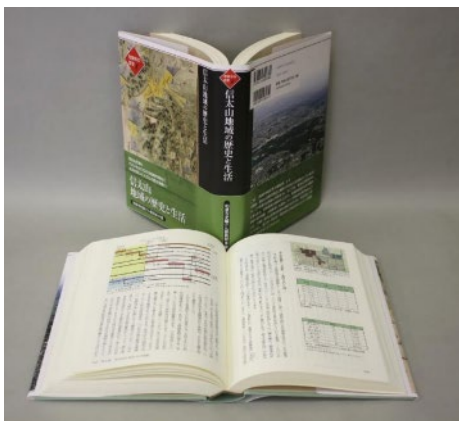
### ③30年の成果

市史8/9巻、市史紀要37集、別編1、郷土史読本1 市史だより324号

寄贈・寄託70件12000点以上 103.7 m

黒鳥村文書（府指定）、大般若經（市指定） 中世

複製資料・マイクロフィルム等 187.6 m



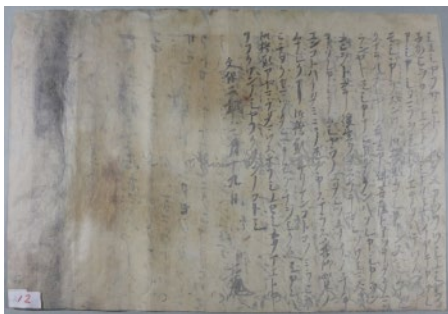
和泉市の歴史



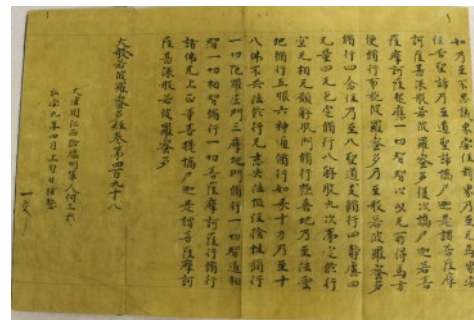
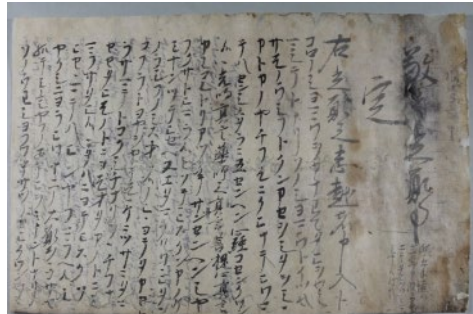
和泉市史紀要



郷土史読本



▷ 黒鳥村文書（府指定） 文保2年（1318）2月19日 某立願文



▷ 森光寺 大般若經（市指定）  
第498巻 弘安9（1286）年の識語





明治初期の地租改正地引絵図・公図等

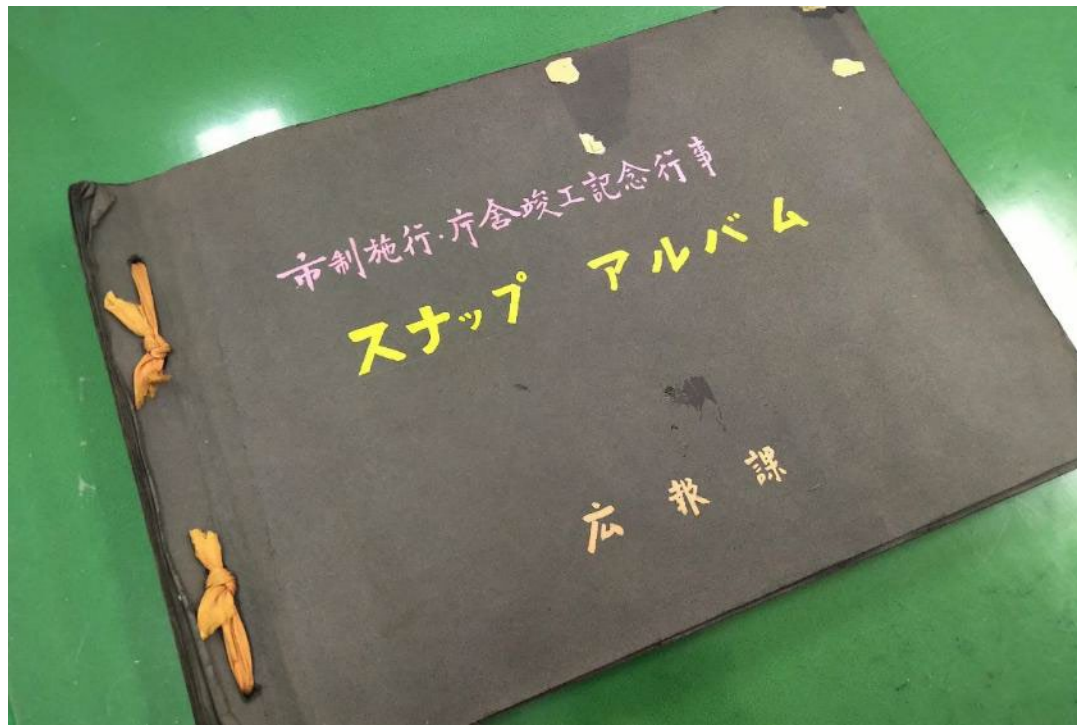


町村制施行直後の村會議事録・議案書



和泉市合併関係簿冊

旧町村役場公文書（市指定文化財）



新庁舎移転の際、旧庁舎地下  
書庫から発見されたアルバム

現課から文化遺産活用課に連  
絡があり、引継ぎ

現在、和泉市デジタルアーカ  
イブで公開中



### 3. 「文書館」機能開設への道

#### ①和泉市躍進プランと第5次総合計画

##### ・躍進プラン 2015(H27)～19(R1) 歴史資料公開事業

市史編さんで収集・保管する古文書・歴史資料や旧町村役場公文書（市指定文化財）を広く市民に公開するため、市史編さん室（市役所分館）に公開・閲覧スペースを整備するとともに、（仮称）文書（もんじょ）館の開設を検討する。

##### ・和泉市文書取扱規則の改正 2015(H27).4 第21条第6項

歴史又は文化に関する資料として重要と認められるものについては・・・文化財所管部署に引き継ぐことができる。

##### ・第5次総合計画 2016(H28)～25(R7) 地域文化財の保全と情報の発信

市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史公文書を一般向けに公開する「（仮称）文書館」の開設に取り組み、市民の郷土愛を育みます。

#### ②和泉市創発プランと和泉市文書館業務検討委員会

##### ・創発プラン 2020(H30)～24(R6) 歴史資料公開事業

市史編さん事業を通じて調査・収集した古文書や歴史的価値を有する公文書を一般に公開する「文書館」の開設に取り組む。

##### ・北西部地域公共施設再編成事業に係る公共施設の配置計画 2021(R3).6

市史編さん室 「文書館としての機能・運営内容等を踏まえ移転先を検討」

- ・和泉市文書館業務検討委員会 2020(R2).8～21(R3).8まで計4回

## 答申「和泉市文書館業務に関する基本的な考え方について」2021(R3).8

### 1. 文書館の基本理念

「歴史に学び、現在を捉え、未来を見通す文書館」

### 2. 文書館の役割

- (1) 文書の散逸を防ぎ、市民のかけがえのない財産として次世代に伝えていく。
- (2) 地域の歴史を紐解き、市民の文化の発展と自治意識の涵養に寄与する。
- (3) 歴史公文書を適切に保存・公開し、現在及び将来の市民が、過去の市政及び市民生活について知る権利を保障する。
- (4) 過去の市政を検証する基礎資料となる歴史公文書を適正に公開することにより、より効果的な行政運営に資する。

### 3. 文書館の機能

- (1) 文書の収集、整理、保存、補修
  - (2) 文書の調査研究
  - (3) 文書の公開、レファレンス
  - (4) 調査研究成果の共有・情報の共有
  - (5) 文書の保全
  - (6) 和泉市史の刊行
- ### 4. 施設、体制などについて
- (1) 人材、(2) 施設、
  - (3) 設置場所、(4) 設置の根拠
  - (5) 運営体制、(6) 必要な例規、基準の整備、運用、(7) 運営委員会

## ③庁議・政策調整委員会 2023(R5).10

- ・市史編さん室を庁舎分館から「いずみの国歴史館」が所在するまなびのプラザ内(緑化センター事務所)に移設し、「文書館」機能を設置すること
- ・書庫機能については、庁舎第一分館において確保すること

## 4. 公開にかかる例規等の整備

### ①条例 2023(R5)年度 2024(R6)4/1～順次施行

- ・公文書管理条例制定
- ・いずみの国歴史館条例の一部改正

地域資料の収集・保存・展示＋一般の利用に供する/特定歴史公文書を永久保存し一般の利用に供する

### ②和泉市歴史公文書の決定に係る基準に関する要綱 2024(R6)年度 評価選別

### ③公開にかかる規則等 2025(R7)年度

| 地域資料の公開                 | 特定歴史公文書の公開                                    |
|-------------------------|-----------------------------------------------|
| 和泉市いずみの国歴史館運営規則<br>【改正】 | 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則<br>【新設】                  |
|                         | 和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく<br>利用請求に対する処分に係る審査基準【新設】 |
|                         | 和泉市特定歴史公文書の利用等に<br>関する事務取扱要領【新設】              |

### ④特徴、留意点

- ・歴史館運営規則 資料等の特別利用（第5条、第6条）、入館者の遵守事項（第4条）
- ・特歴利用規則 目録の作成および公表（第8条）、利用者の責務（第10条）、  
簡便な方法による利用（第20条）、実施機関による利用の特例（第27条）
- ・審査基準 情報公開条例に準じる。「時の経過」「30年ルール」の適用とその例外（別表）

## 5. 「文書館」機能の開設

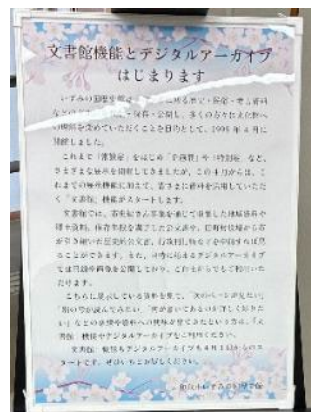
①2026 (R8) 4/1 「文書館」機能運用開始

公開 地域資料 約3400点

特定歴史公文書 約1700点

永年⇒30年保存

評価選別⇒移管⇒整理の完了したもの



②「文書館」開設記念 ミニ展示 4/1～

③和泉市デジタルアーカイブ 4/1～

地域資料および特定歴史公文書の目録公開

一部は画像の閲覧・ダウンロードも可能。CC BY-NC (表示-非営利)

デジタルアーカイブ (インターネット上) から利用請求も可能



④利用方法

- ・ 地域資料および特定歴史公文書の利用請求は、事前申請を原則
- ・ 受付は歴史館のほか、本庁窓口やメール、デジタルアーカイブ上からの申請も可能
- ・ 地域資料は歴史館で利用に供し、特定歴史公文書は歴史館および本庁で利用に供する
- ・ 現用公文書に対する情報公開を所管する総務管財室との連携を図る

## 特定歴史公文書の利用案内

更新日：2026年04月01日

### 特定歴史公文書について

市の公文書のうち、保存期間を満了した後、市政と市民生活の変遷を検証する上で重要な公文書は、特定歴史公文書として教育委員会において永久保存されます。

特定歴史公文書の利用（閲覧等）は、事前申請を原則とし、教育委員会が利用に供することを決定した場合は、指定された日時その他の条件のもと、行うことができます。

### 利用の申請方法

特定歴史公文書の利用を希望される方は、次の様式を**いずみの国歴史館**又は**文化遺産活用課の窓口**に、**メール**、**ファックス**（いずみの国歴史館：0725-53-0802 文化遺産活用課：0725-41-0599）又は**持参**により提出してください。

つぎの1～5に該当する方は、特定歴史公文書利用請求書を提出してください。

1. 市内に住所を有する方
2. 市内の事務所又は事業所に勤務する方
3. 市内の学校に在学する方
4. 市内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
5. 市の行政に利害関係を有する方

それ以外の方は、特定歴史公文書利用申出書を提出してください。

新着情報 > 場面別で探す > 各課から探す > 各課への連絡先 > Foreign lang

- ・ [特定歴史公文書利用請求書（様式）（Wordファイル:15.8KB）](#)
- ・ [特定歴史公文書利用申出書（様式）（Wordファイル:20.1KB）](#)

特定歴史公文書の目録は、[和泉市デジタルアーカイブ](#)（外部サイト）に掲載しています。

## ⑤利用実績 4/1～6/28まで

- ・来館者 54人（桃山学院大学ゼミ含む）
- ・利用者 地域資料 5件 研究1、大学の授業・卒論3、市民1  
市内4、市外1
- 特歴 13件 デジタルアーカイブからの請求5、歴史館受付6、実施機関2  
簡便な方法4  
市内10、市外1
- ・デジタルアーカイブ  
総アクセス数 30,206 トップページアクセス数 7,359
- ・レファレンス（来館以外） 5件 うち1件はデジタルアーカイブを案内（小林有也関係）  
市内0、市外5

## ⑥公文書のライフサイクルの確立

評価選別⇒移管⇒整理⇒公開 \*件名目録

## ⑦市制施行70周年 2026(R8)9/1 \*記念式典8/30

いずみの国歴史館 市制施行70周年記念展8/30～ 特定歴史公文書の展示  
デジタルアーカイブの充実 初期広報紙ほか 8/30に一挙公開  
「文書館」機能愛称募集 8/30発表

## ⑧学校教育との連携

市内小学校 ふれあい体験事業 6年生全員が歴史館見学 「文書館」機能紹介  
桃山学院大学 大学の授業、ゼミ、卒業論文など教育・研究面での連携

## 主な参考文献等

村上絢一・森下徹「保存期間満了文書の評価選別に向けた全庁ヒアリングの実施について」国立公文書館『アーカイブズ』第93号(2024.8.30)

和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第18集 和泉市旧町村役場公文書目録』2011

和泉市文書館業務検討委員会 <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/syougaiibu/bunkaisan/council/monjokankentou/index.html>

和泉市文書管理委員会 <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/syougaiibu/bunkaisan/council/bunshoiinkai/index.html>

和泉市庁議・政策調整委員会 <https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikaku/chougiseisakuchouseiinkai/17375.html>

「全史料協近畿部会第167回例会報告」『Network』85、2024.8

<https://jsai.jp/iinkai/kinki/pdfkinki/ND85.pdf>

全史料協「2024年度 公文書館機能普及セミナー in 大阪 2025.1.14

<https://jsai.jp/ibbs/b20241211.html>

和泉市デジタルアーカイブ

<https://adeac.jp/izumi-city/top/>

